

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表6号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年11月10日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 27 年 10 月 23 日（金）

3. 監査対象の課等

選挙管理委員会事務局

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

選挙管理委員会定例会、臨時会の開催、各種選挙の執行管理及び啓発に関する事務、その他予算編成、予算執行管理、決算等財政に係わる事務、財産管理及び契約に関する事務等を行っている。

（根拠規定：大磯町選挙管理委員会規程第 11 条）

6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、適正に執行されているものと認められた。

要望事項については、以下のとおりである。

①選挙事務の正確な執行について

公平公正な執行が求められる選挙事務において、効率性の向上とともに、今後とも正確な事務執行を図られたい。

②啓発事業について

選挙啓発活動の実施においては、来年度の選挙年齢の 18 歳への引き下げや近年の投票率低下に対して、他市町の取り組み状況など情報収集され、投票率向上に取り組まれたい。